

諮問第4号

前橋市水道事業及び公共下水道事業運営審議会 様

本市水道事業は、昭和4年の給水開始以来、市民や事業者の皆様には安全で良質な水道水を安定して供給できるよう努めてきました。

しかしながら、今後、多くの水道施設や管路が更新時期を迎え、その更新や耐震化に多額の費用が必要となる一方で、収入の根幹である水道料金は人口減少や節水機器の普及等により減少し、経営環境は厳しさを増しています。

つきましては、今後も水道事業が安定して経営できるよう、水道料金の改定について、前橋市水道事業及び公共下水道事業運営審議会条例（平成17年前橋市条例第21号）第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めますので、ご審議をお願いいたします。

令和2年10月2日

前橋市長 山本 龍